

●内 容 【 1. 協議事項 】
 ○公 開 【 1. 可 】
 ○公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 栗原 直樹 内線2200

【 表 題 】

太田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

【 目 的 】

人事院は、国家公務員の給与について本年10月7日に勧告（期末手当の引下げ）を行いました。

地方公務員の給与改定は、国家公務員に準じて行われており、その原則を踏まえて、所要の改正を行うものです。

【 概 要 】

1 令和2年12月期の期末手当支給率の改定（令和2年12月1日施行）

区分	現行	改正後	増 減
6月期 （課長職以上の職員）	1. 300 （1. 100）	1. 300 （1. 100）	—
12月期 （課長職以上の職員）	1. 300 （1. 100）	1. 250 （1. 050）	△0. 050
期末手当合計	2. 600 （2. 200）	2. 550 （2. 150）	△0. 050

※期末勤勉手当の年間支給率は、4. 50月から4. 45月に引下げ。

2 令和3年度の期末手当支給率の改定（令和3年4月1日施行）

区分	改正前	改正後	増 減
6月期 （課長職以上の職員）	1. 300 （1. 100）	1. 275 （1. 075）	△0. 025
12月期 （課長職以上の職員）	1. 250 （1. 050）	1. 275 （1. 075）	0. 025
期末手当合計	2. 550 （2. 150）	2. 550 （2. 150）	—

※期末勤勉手当の年間支給率は、4. 45月。

3 その他

12月定例会に議案提出予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 企画部 人事課 給与厚生係 内線2233 47-1961ダイヤル

●内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 栗原 直樹 内線2200

【 表 題 】

市長等の給与に関する条例の一部改正について

【 目 的 】

人事院の給与勧告は「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける国家公務員を対象としております。内閣総理大臣等の給与は「特別職の職員の給与に関する法律」の規定により支給され、期末手当等については「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける職員の例によることとされています。

つきましては、市長等の給与については国の例に準じていることから、人事院の給与勧告への対応を図るため、所要の改正を行うものです。

【 概 要 】 期末手当支給率の改正

1 令和2年度（令和2年12月1日施行）

区 分	現 行	改正後	増 減
6月期	2. 2 5 0	2. 2 5 0	—
12月期	2. 2 5 0	2. 2 0 0	△0. 0 5 0
合 計	4. 5 0 0	4. 4 5 0	△0. 0 5 0

2 令和3年度（令和3年4月1日施行）

区 分	改正前	改正後	増 減
6月期	2. 2 5 0	2. 2 2 5	△0. 0 2 5
12月期	2. 2 0 0	2. 2 2 5	0. 0 2 5
合 計	4. 4 5 0	4. 4 5 0	—

3 その他

12月定例会に議案提出予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 企画部 人事課 給与厚生係 内線2233 47-1961ダイヤル

●内 容 【 1. 協議事項 】
 ○公 開 【 1. 可 】
 ○公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 栗原 直樹 内線2200

【 表 題 】

太田市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

【 目 的 】

人事院の給与勧告は「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける国家公務員を対象としております。国会議員の歳費は「国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律」の規定により支給され、期末手当については同法の規定で内閣総理大臣等の給与を規定する「特別職の職員の給与に関する法律」の例により「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける職員の例によることとされています。

つきましては、太田市議会の議員の議員報酬等については国の例に準じていることから、人事院の給与勧告への対応を図るため、所要の改正を行うものです。

【 概 要 】 期末手当支給率の改正

1 令和2年度（令和2年12月1日施行）

区 分	現 行	改正後	増 減
6月期	2. 2 5 0	2. 2 5 0	—
12月期	2. 2 5 0	2. 2 0 0	△0. 0 5 0
合 計	4. 5 0 0	4. 4 5 0	△0. 0 5 0

2 令和3年度（令和3年4月1日施行）

区 分	改正前	改正後	増 減
6月期	2. 2 5 0	2. 2 2 5	△0. 0 2 5
12月期	2. 2 0 0	2. 2 2 5	0. 0 2 5
合 計	4. 4 5 0	4. 4 5 0	—

3 その他

12月定例会に議案提出予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 企画部 人事課 給与厚生係 内線2233 47-1961ダイヤル

●内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 栗原 直樹 内線2200

【 表 題 】

太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

【 目 的 】

人事院は、国家公務員の給与について本年10月7日に勧告（期末手当の引下げ）を行いました。本勧告は「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける国家公務員を対象としたものですが、地方公務員の給与改定は、国家公務員に準じて行われており、その原則を踏まえて、会計年度で任用されている非正規職員においても給与勧告に基づき期末手当の引下げを行うため、所要の改正を行うものです。

【 概 要 】

1 令和3年度の期末手当支給率の改定（令和3年4月1日施行）

区 分	現 行	改正後	増 減
6月期	1. 300	1. 275	△0. 025
12月期	1. 300	1. 275	△0. 025
合 計	2. 600	2. 550	△0. 050

2 給与改定関係以外

第3条1項において、会計年度任用職員の給料決定を、採用された日の属する会計年度の4月1日において現に施行されている給料表を適用することを明確化するために改正を行います。

3 その他

12月定例会に議案提出予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 企画部 人事課 給与厚生係 内線2233 47-1961ダイヤル